



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次の通りその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和5年9月22日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 川 端 正 展



同

奥 山 昭 博



財務監査結果報告

監 査 日 令和5年9月12日（火曜日）

対 象 令和4年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金支出に関する事項・入札及び契約に関する事項・特定期間に係る保険財政の状況、前回の財務監査において措置を求めた事項

監査結果 監査した項目についての事務運営は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘事項 1 債権管理の状況について

少額債権の滞納整理業務について、居所調査や戸別訪問に係る必要経費について、費用対効果を考えれば、積極的な徴収業務に取り組む難いとのことである。和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第10条第3号に謳われている徴収停止に該当する場合であっても、いたずらに徴収停止に踏み切ること無きよう、極力経費をかけない方策により、対処されたい。

2 保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務について

保健事業と介護予防の一体化について、令和6年度は県下30市町村が参加する見込みとなっており、事業費が増加する。令和5年度は、保険料率見直しの年度となっており、算定に際し、過度な保険料の上昇を招くことが無いよう、事務事業の見直しなどを行い、保険料の抑制に努められたい。